**平成２２年（フ）第１９３２号**
仙台市太白区茂庭台２丁目15番30号　太白ありのまま舎
債務者　木須はるみ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７４号**
宮城県石巻市桃生町中津山字四軒前11番地１四軒市営住宅104号、前住所宮城県石巻市桃生町給人町字東町119番地
債務者　渡辺　容子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２２年（フ）第３９９号**
茨城県つくばみらい市小絹901番地20
債務者　小林　達也
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４３７号**
茨城県稲敷郡阿見町住吉１丁目23番地８　斉藤住宅、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字廻戸401番地４
債務者　廣田　俊彦
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４３８号**
茨城県稲敷郡阿見町住吉１丁目23番地８　斉藤住宅、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字廻戸401番地４
債務者　廣田喜美子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４６３号**
茨城県土浦市富士崎１丁目２番５号柴田荘13号室
債務者　野々上敏雄
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４７０号**
茨城県土浦市荒川沖236番地15
債務者　大塚　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４７２号**
茨城県石岡市染谷978番地
債務者　宮本美惠子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４７６号**
茨城県つくば市稲荷前34番地７
債務者　小久保節子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１３９６号**
千葉県市原市西広１丁目２番地７　フレグランス東山Ｄ202
債務者　阿部　賢治
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４４８号**
千葉市稲毛区作草部町955番地の７
債務者　安田　貞子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４７１号**
千葉市緑区誉田町１丁目798番地１　誉田１丁目団地５棟103号
債務者　山下　安則
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４７２号**
千葉市緑区誉田町１丁目798番地１　誉田１丁目団地５棟103号
債務者　山下カツミ
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１５９２号**
千葉県船橋市西船４丁目30番16―201号
債務者　三木　香織
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１６２０号**
千葉県浦安市堀江４丁目24番３号　たかね荘
債務者　武藤　光國
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１６１２号**
神戸市北区谷上南町２番９―101号
債務者　石井　敏之
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１６１５号**
神戸市須磨区養老町３丁目１番８号
債務者　仲野　　勇
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部